

## 災害時における空調設備等の応急対策の協力に関する協定書

広島市（以下「甲」という。）と広島県冷凍空調工業会（以下「乙」という。）は、災害時における空調設備等の応急対策の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害時における空調設備等の応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関し、甲が乙に対して協力を求めるときの必要な基本的事項を定めることを目的とする。

### （協力の要請）

第2条 甲は生活避難場所及び災害対策本部が設置される施設その他甲が必要と認める場所（以下「対象施設等」という。）における応急対策業務が必要と認めるときは、乙に対して協力を要請するものとする。  
2 前項の要請は、文書又は口頭で行うものとし、口頭で要請を行う場合は、乙に対して速やかに文書で要請するものとする。

### （協力の内容）

第3条 応急対策業務の内容は次のとおりとする。  
(1) 可搬式空調機器（スポットエアコン、大型扇風機、温風機等、施設への設置工事を伴わないもの。）の設置  
(2) 可搬式発電機の設置  
(3) 空調設備の機能回復  
(4) 固定式空調設備の設置  
(5) その他必要と認める業務  
2 対象施設等のうち、甲の所有する以外の場所に行う応急対策業務は、前項第1号、第2号及び第5号とする。

### （協力の実施）

第4条 乙は乙の会員事業者（以下「会員事業者」という。）との調整等により協力体制を構築するとともに、第2条の規定に基づき、甲から協力を求められたときは、可能な限り要請事項を実施するための必要な措置をとるものとする。  
2 乙は、前項の措置の状況を甲に文書又は口頭で回答するものとし、口頭で回答を行う場合は、甲に対して速やかに文書で回答するものとする。

### （契約の締結）

第5条 応急対策業務の実施にあたっては、甲と会員事業者が契約を締結するものとする。

### （費用負担）

第6条 この協定に基づく第3条の応急対策業務の実施に要する費用は甲の負担とする。  
2 前項の費用の算出については、災害発生直前の適正な価格を基準として、甲と会員事業者が協議して決定するものとする。

### （協議）

第7条 この協定に定めのない事項及び協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

### （連絡窓口）

第8条 この協定に関する連絡窓口は、甲にあつては広島市消防局危機管理部防災課、乙にあつては広島県冷凍空調工業会事務局とする。

### （適用）

第9条 この協定は、締結の日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各その1通を保有するものとする。

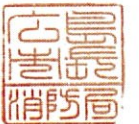
平成26年3月24日

甲 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市

広島市長

松井一貴



乙 広島市西区三篠町二丁目4番1号

広島県冷凍空調工業会

理事長

高本正

